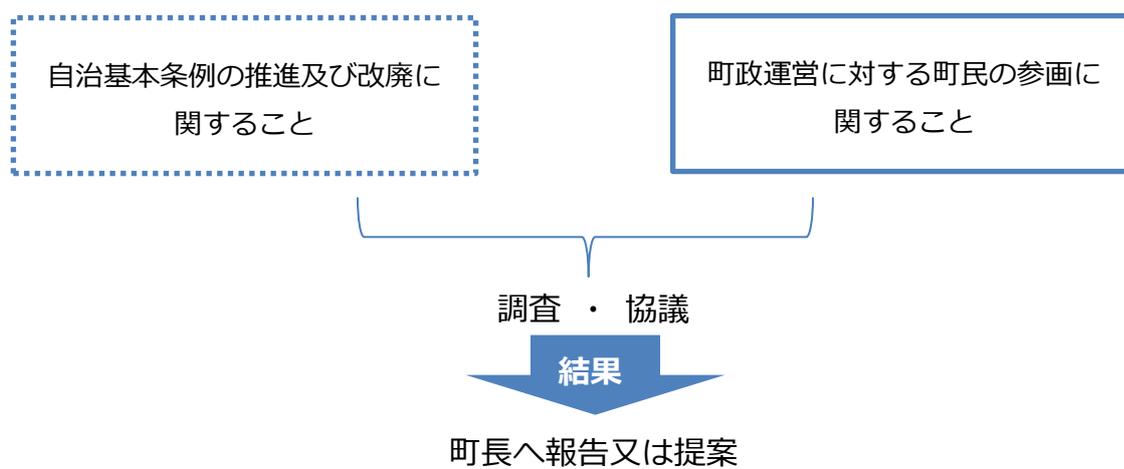


第 5 期 寒川町まちづくり推進会議の進め方（案）

1. 注意すること

- 自治基本条例に掲げるまちづくり推進会議の役割から逸脱しないようにする。
- 調査項目別の委員会を複数設置することで、検討内容の幅を拡大しすぎ、本線からずれて收拾がつかなくならないようにする。

2. 基本 ～まちづくり推進会議の役割を再確認～**3. 現状課題及び第 5 期の検討項目（案）****（1）自治基本条例の見直しについて**

自治基本条例の制定後、9年が経過しているが、第 24 条で規定されている住民投票について、条例化されていなく、庁内における検討もされていない状況であるほか、パブリックコメント等については認知度が低い上、運用している中で課題も生じている。

また、小林委員より、自治基本条例の見直しを第 5 期の検討項目の 1 つとしたらどうかのご意見も頂戴していることから、現状に即した条例へ見直すための検討をするため、第 5 期の検討項目①として、自治基本条例の見直しを提案する。

（第 2・3 期推進会議より要望されている住民投票条例策定に向けた検討については、この中に位置付けていく。）

（2）協働のマニュアル作成について

自治基本条例に自治の基本理念を「町民と町が協働するまちづくり」と規定しているが、上述のとおり、協働についての認知度は低く、町民のみならず庁内においても、“協働とは何か”の共通認識が図られていない。

また、平成 26～27 年度に協働 PR チラシを作成したが、町で協働の手引き書を作成する前段として作成した経緯がある。

よって、第 5 期の検討項目②として、協働 PR 委員会より提言された「協働のマニュアル作成」を提案する。

4. 第3・4期からの報告書の取り扱い

提案内容について各課等に対応依頼をし、年度の取り組み計画及び半期毎の進捗管理をして推進会議に報告をするものとする。

5. ご意見を求めることが想定される事項

- ・行政組織の見直し
- ・みんなの協働事業提案制度モデル事業の見直し
- ・町民全体会議

6. 報告事項

- ・報告書への対応状況
- ・みんなの協働事業提案制度モデル事業採択事業
- ・会議の公開、パブコメの実施状況